

# ご存じですか？マイナンバー制度 ～ vol.3 ～

小城市ホームページから  
マイナンバー 検索

問 総務課 (西館2階) 【担当】 鮎川・大坪 ☎37・6112

10月から、住民の方一人一人に「マイナンバー」(12桁の個人番号)が通知されます。

世帯ごとに簡易書留で配送されます。生涯にわたって利用する番号ですので、紛失したりしないように大切に保管してください。

## 質問1

利用目的は何ですか？

## 回答

マイナンバーは、法律や条例で定められた社会保障、税、災害対策の手続きで利用します。これら以外で利用することはできません。(図1)

そのため、これらの手続きに必要な場合を除き、民間事業者が従業員や顧客などにマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを含む個人情報を集め、保管したりすることもできません。

## 質問2

民間事業者の方も取り扱いますか？

## 回答

民間事業者でも、大規模・小規模に

かわららず従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する必要があります。

また、証券会社や保険会社を作成する支払調書、原稿料の支払調書などにもマイナンバーを記載する必要があります。

## 質問3

制度が始まる前に事業所として何か準備が必要ですか？

## 回答

- 安全管理措置の検討
- 従業員研修や社内規定づくり
- マイナンバーに対応した人事・給与などのシステム開発や改修
- マイナンバーが始まる前から準備が必要です。

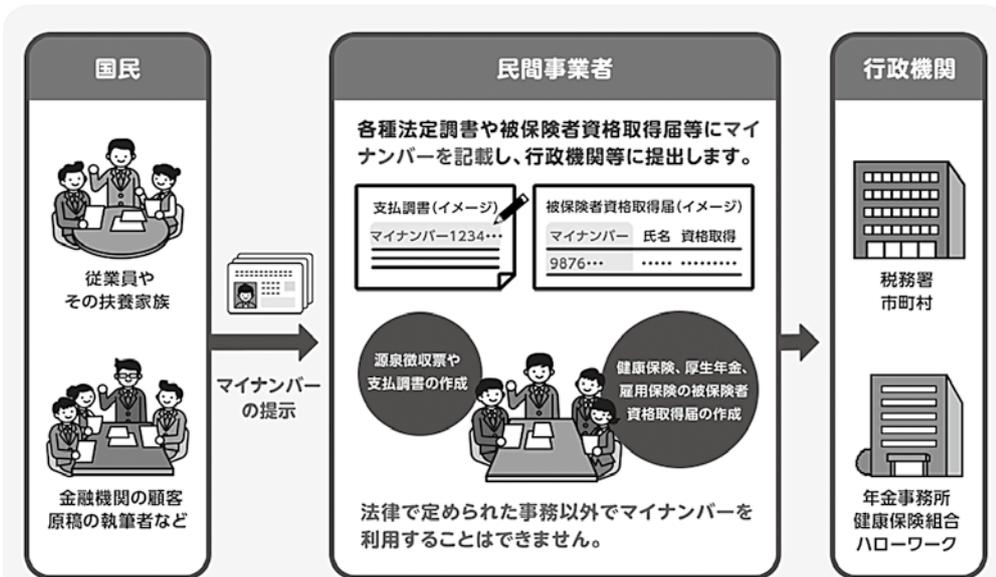
## 質問4

個人番号カードは身分証明書としての利用はできますか？

## 回答

法律や条例で定められた手続き以外

の事務でも、個人番号カードを身分証明書として顧客の本人確認を行うことができますが、その場合は、個人番号カードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。



(図1) マイナンバー利用の流れ

マイナンバー制度に対するお問い合わせは、☎0570・20・0178 (全国共通ナビダイヤル) 平日9時30分～17時30分 (土日祝日・年末年始を除く) ※ナビダイヤルは通話料がかかります。



マイナンバーキャラクター  
「マイナちゃん」